

京都府在籍型出向等支援協議会 開催要綱（案）

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、「京都府在籍型出向等支援協議会」（以下「京都府協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員

京都府協議会の構成員は、別紙のとおりとする。京都府協議会は、必要に応じて、関係機関の出席を求めることができる。

3 京都府協議会の開催

京都府協議会は年度1回を目安に開催することとするが、その他必要に応じて開催することができるものとする。

4 協議事項

京都府協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 現下の雇用情勢に関すること。
- (2) 京都府における関係機関の連携に関すること
- (3) 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- (4) 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- (5) 各種出向支援策に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

5 事務局

京都府協議会の事務局は、京都労働局職業安定部職業安定課に置く。

6 その他

- (1) 京都府協議会の議事については、別に京都府協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、京都府協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

(別紙)

京都府在籍型出向等支援協議会構成員

< 経済団体 >

京都商工会議所
京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会
一般社団法人京都府経営者協会
一般社団法人京都経済同友会
公益社団法人京都工業会

< 労働団体 >

日本労働組合総連合会京都府連合会（連合京都）

< 金融機関 >

京都銀行

< 出向等支援機関 >

公益財団法人産業雇用安定センター京都事務所

< 社会保険労務士会 >

京都府社会保険労務士会

< 関係行政機関 >

京都府
京都市
経済産業省近畿経済産業局
国土交通省近畿地方整備局
国土交通省近畿運輸局
厚生労働省京都労働局

(順不同、敬称略)